

規制の事後評価書

法令の名称：覚せい剤原料を指定する政令

規制の名称：覚せい剤原料を指定する政令の一部改正（覚せい剤原料の指定）

規制導入時の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

評価実施時期：令和7年1月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

・以下の物質を覚醒剤原料として指定するもの。

○3-オキソー-2-フェニルブタンアミド（塩類及びこれらのいずれかを含有するものを含む。）

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①公共の福祉の増進	事前評価時	当該物質を覚醒剤原料に指定した場合、取締りの対象となることにより、適正な管理及び流通 が確保され、治安の維持が図られるとともに、違法な覚醒剤製造による健康被害を防止すること で、保健衛生上の危害を防止し、公共の福祉の増進が図られると考える。
	事後評価時	当該物質を覚醒剤原料に指定し取締りの対象となったことにより、適正な管理及び流通が確保され、治安の維持が図られたとともに、違法な覚醒剤製造による健康被害を防止することで、保健衛生上の危害を防止し、公共の福祉が増進されたと考えられる。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①申請及び保管設備等に要する費用	事前評価時	当該物質を覚醒剤原料に指定した場合、厳重な取扱いが義務づけられることになる。一般的に、新規に覚醒剤原料を取り扱おうとする者には、①各種指定等にかかる申請費用及び事務負担、②保管設備の設備費用等の負担が増加すると考えられる。
	事後評価時	本指定物質のみに関連する申請等について、個別抽出の上で評価することは困難であるが、本物質に関する医療用途や正規用途が確認されていないことから、大幅な負担の増加はなかったと考えられる。

■行政費用

		算出方法と数値
—	事前評価時	
	事後評価時	

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■その他の負担

.

3 考察

- ・ 新たに覚せい剤原料に指定した物質は、現在の社会情勢に照らしたとしても、保健衛生上の危害が大きいことに変わりなく、国際的に覚せい剤原料相当と認められたものであり、本規制を継続することが妥当である。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称： 覚せい剤原料を指定する政令

規制の名称： 覚せい剤原料の指定

規制の区分：新設、改正 (拡充) 緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局： 厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

評価実施時期： 平成 31 年 4 月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

覚醒剤は我が国において最も検挙者の多い違法薬物であり、その製造原料となる物質にあっては、輸出入、製造、流通等を規制することにより、同物質から覚醒剤が違法に製造されることを防止する必要がある。

今般、規制拡充となる3-オキソ-2-フェニルブタンアミドは、覚醒剤の製造原料となり得る物質であり、世界保健機関（WHO）から国連麻薬委員会に対して、同物質を規制すべきであるとの勧告がなされ、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約に追加することが決定されている。

同物質を覚せい剤原料として規制しない場合、我が国の薬物乱用を増長する可能性がある状態をベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

覚醒剤の製造原料となり得る物質から、覚醒剤が違法に製造され、薬物乱用問題を増長する可能性があることが課題であり、当該物質の規制がないことがその原因である。

その課題を解決するためには、当該物質の輸出入や流通等を規制するために、覚せい剤取締法

による規制（覚醒剤原料への指定）以外は考えられない。

法の規制対象物質については、通常、厚生労働省医薬・生活衛生局長が開催する、医学、薬学等の学識経験者により構成される依存性薬物検討会における検討を経て決定されるものであり、当該物質についても、同検討会において法の規制対象とすべきか否か、そして規制対象とする場合、覚醒剤原料へ指定することが相当かについて検討を行った。

検討の結果、当該物質は覚せい剤の製造に用いられる原料物質となると判断され、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約（以下「麻薬新条約」という。）附表Ⅰに追加することが決定されていることから、当該物質を覚醒剤原料へ指定し、覚せい剤取締法により規制を行うことが適当であるとの結論が得られた。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

（遵守費用について）

当該物質を覚醒剤原料に指定した場合、厳重な取扱いが義務づけられることになる。

一般的に、新規に覚醒剤原料を取り扱おうとする者には、①各種指定等にかかる申請費用及び事務負担、②保管設備の設備費用等の負担が増加すると考えられる。

（行政費用について）

当該物質を覚醒剤原料に指定した場合、覚醒剤原料の取締りに関する業務については強化されるが、これらの業務は現行体制で対応可能であると考えられるため特段の費用は発生しないものとする。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制対象拡大のため該当せず）

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

当該物質を覚醒剤原料に指定した場合、取締りの対象となることにより、適正な管理及び流通が確保され、治安の維持が図られるとともに、違法な覚醒剤製造による健康被害を防止することで、保健衛生上の危害を防止し、公共の福祉の増進が図られると考える。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

覚醒剤乱用防止にかかる金銭価値化は不可能である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制対象拡大のため該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

覚醒剤原料を輸入する場合は、覚醒剤原料輸入業者の指定が必要。
同様に覚醒剤原料を輸出する場合は、覚醒剤原料輸出業者の指定が必要。

覚醒剤原料の製造等にあつては、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤製造業者、覚醒剤原料研究者、覚醒剤研究者等の指定が必要。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

保健衛生上の危害につながる恐れが大きいと判断した物質を覚醒剤原料として指定し、厳しい取締りの対象としたうえで、その流通を厳格に管理することにより、当該物質により発生する健康被害等を抑制することが可能となり、国民の保健衛生上の危害が防止できる。新規に覚醒剤原料を取り扱う者が負担する費用を比較すると、効果が費用を正当化できることは明らかである。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

今般、覚醒剤原料指定予定である当該物質は、覚醒剤の製造に用いられる原料物質となると判断されており、国連麻薬委員会において、国際条約上規制すべき物質として麻薬新条約への追加が決定されたものである。

そこで覚醒剤原料に指定することは、輸出入から流通までを厳しい取締りの対象とし、当該物質の不正流通を遮断し、違法に覚醒剤が製造されることを防止し、そして覚醒剤濫用を防止するものであって、「国民の健康被害を防止し、社会全体の保健衛生を向上し、安全で安心して暮らせる社会を実現させる」という目的を達成するうえで、最も適切な手段であると考えられ、同様の目的を達成し得る代替案は想定しがたい。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

・平成30年度第一回依存性薬物検討会（平成31年2月18日実施）

依存性薬物検討会にあつては、審査資料や参考資料等、評価に利用した全ての資料は非公表としている。理由については、資料を公表した場合、法の規制検討対象物質について、どのような特性や濫用状況を勘案して規制しているか、つまり規制基準の考え方が明らかになり、反社会的勢力によって悪用される虞があるからである。よって、それらの資料等は一切記載することは出来ない。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

新たに覚醒剤原料に指定する当該物質は、今後の社会情勢に照らしたとしても、保健衛生上の危害が大きいことに変わりなく、国際条約上も規制すべき物質として麻薬新条約への追加が決定されたものであり、現時点では見直しを予定していない。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

(事後評価を予定していないため、該当せず)